

## 台湾向け水産食品の新たな規制について

台湾政府は 2024 年 1 月 1 日以降に、台湾に輸入される水産食品について、①農林水産省発行の衛生証明書の添付、②輸出国政府を通じて取扱施設の登録を申請し、台湾政府の承認を受けること（施設の登録であって、事業者の登録ではない）を義務付けると各国に対して SPS 通報をおこないました。

### 新規制の対象となる H S コードと品目

H S コード	品 目
03 類に該当するもの	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
1604 に該当するもの	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調整したキャビア代用物
1605 に該当するもの	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）

説明資料・新様式案・Q&A は農林水産省のホームページよりご確認ください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/tw2210.html>

台湾 FDA による繁体字版 <https://www.fda.gov.tw/TC/newsContent.aspx?cid=3&id=28093>

お問い合わせ先；農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ（水産物班）

代表電話：03-3502-8111（内線 4310）

直通電話：03-3501-4079